



自賠責制度PR月間について

自賠責保険・共済は交通社会の
セーフティネットです！

自賠責保険・共済は交通社会の
セーフティネット

自賠責PR月間

国土交通省及び沖縄総合事務局運輸部では、9月1日から9月30日までの1ヶ月間を「自賠責制度PR月間」と定め、以下の活動を行います。

そして、自賠責保険はクルマとバイク1台ごとに加入が義務付けられた対人賠償の強制保険なのです。逆に、あなたが交通事故で怪我をした場合、相手の経済力に関わらず、ある程度の対人補償は自賠責保険によつてうけることができます。つまり、自賠責保険制度は事故の被害者のみならず、加害者も交通事故の不幸から救済するセーフティネットの役割を果たしているのです。

Q：何故、自賠責保険・共済（以下、自賠責）が交通社会のセーフティネットになるのですか？

A：もし、あなたが車で事故を起こし、相手に大怪我させてしまったらどうなるでしょうか。あなたは治療費を含む損害賠償金を相手に支払わねばなりません。その額は数千万円になることもあります。あなたが自賠責に加入していれば、相手は自賠責から補償を受けることができ、あなたが支払う損害賠償金額はその額だけ減ることになります。

- ①ポスター・リーフレットによる広報 地方公共団体、公共施設等へのポスターの掲示依頼及び地方公共団体、自動車関係団体等に対しリーフレットを配布します。
- ②街中の車・バイクへ注意喚起 大型デパート等の商業施設、団地、駅前駐輪場等で、自賠責の有効期限切

- ③関係業界等と連携した街頭でのPR 活動 同で街頭における自賠責制度PRを実施します。
- (社)日本損害保険代理業協会と共に

自賠責の有効期限を確認！

ナンバープレートに貼られたステッカーで簡単に確認できます。
(例) 平成27年3月が自賠責の有効期限



★自賠責の加入はとっても簡単！

各保険会社・共済協同組合をはじめ、クルマやバイクの販売店や郵便局で加入できます。

250cc以下のバイクなら、一部のコンビニやインターネットでも、簡単な手続きで加入できます。

詳しくは「[自賠責保険ポータルサイト](#)」を検索

れや自賠責保険・共済標章のない原付や軽二輪車に注意喚起を行います。